－決算確定申告相談会・日程表－

2026 年 11 月号

◆予約受付期間　令和８年 12 月１日～12 月 25 日まで（記帳確認証をお持ちの方のみ）
◆予約受付時間　月曜日～金曜日９時～11 時 45 分、13 時～16 時 30 分
〔電話〕047−333−0111（12 時～13 時はお昼休みです）

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1 元旦 閉館	2 閉館
3 閉館	4 閉館	5	6	7	8八幡予約不可 出張)行徳文化ホール I&I	9 予約不可（午前のみ営業）
10 閉館	11 成人の日 祝日の為閉館	12午前のみ予約 質詞交換会の為午後閉館	13	14	15八幡予約不可 出張)浦安中央公民館	16 閉館
17 閉館	18	19	20	21	22	23 予約不可（午前のみ営業）
24 閉館	25	26	27	28	29	30 閉館
31 閉館						

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1 出張の為閉館	2	3 出張の為閉館	4（出張の為）予約不可（午前のみ営業）	5 出張の為閉館	6 閉館
7 閉館	8	9	10	11 建国記念日 祝日の為閉館	12	13 予約不可（午前のみ営業）
14 閉館	15	16	17 出張の為閉館	18 出張の為閉館	19	20 閉館
21 予約不可（午前のみ営業）	22	23 天皇誕生日 祝日の為閉館	24	25	26	27 予約不可（午前のみ営業）
28 閉館						

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 出張の為閉館	3 出張の為閉館	4 出張の為閉館	5	6 閉館
7 閉館	8	9	10	11 予約不可 書面・代理送信受付終了日	12 予約不可	13 予約不可（午前のみ営業）
14 閉館	15 予約不可 所得税申告最終日	16 予約不可	17 予約不可	18 予約不可	19 予約不可	20 閉館
21 春分の日 閉館	22 振替休日 閉館	23 予約不可	24 予約不可	25 予約不可	26 予約不可	27 予約不可（午前のみ営業）
28 閉館	29 予約不可	30 予約不可	31予約不可 消費税申告最終日			

▶裏面には、予約時及び確定申告期の注意事項、来所時の持ち物等の記載がありますので、必ずご確認ください。

◆記帳確認証(カード)をお持ちの方 を対象に 12 月１日から 12 月 25 日まで予約を受け付けております。なお、今年度より確定申告期間(1～3 月)の予約受付は記帳確認証(カード)をお持ちの方に限らせていただいております。予約をご希望の方は、事前に記帳確認にご来所ください。
※記帳確認証(カード)とは、9～11 月頃に帳簿(記帳)の確認を受けた方へお渡しするカードです。

◆予約時間帯は、下からお選びいただけます
①９：15、②10：15、③11：15、④13：15、⑤14：15、⑥15：15

●会計ソフトをご利用の方は、必ず 2027 年版にバージョンアップ（令和８年分確定申告書が作成できるバージョン）を済ませてからご来所ください。「ブルーリターンＡ」のバージョンアップは、１月上旬～中旬を予定しております。
●他の会計ソフトの方は、現在ご利用中の会計ソフトのホームページ等でバージョンアップ時期を事前にご確認のうえ、ご予約をお取りください。なお、当会では他の会計ソフトのバージョンアップ時期に関するお問い合わせには対応いたしかねますのでご了承ください。また、他の会計ソフトに対応できる職員に限りがあるため、お呼びする順番が前後する場合がございますことをご了承ください。

【浦安・行徳出張について】

《浦安》 中央公民館（浦安市猫実 4−18−１）

・１/15(金)《完全予約制》第２会議室(３階)
《受付時間》13～15 時（午後のみ）

〔下記の日程は、申告期のため予約不要〕
・２/５(金)　大集会室(４階)
《受付時間》９時～11 時、13 時～15 時（12 時～13 時はお昼休みです）

《行徳》 行徳文化ホール I&I（市川市末広 1−1−48）

・１/８(金)《完全予約制》会議室１
《受付時間》13～15 時（午後のみ）

〔下記の日程は、申告期のため予約不要〕
・２/１(月) 大会議室(1 階)
《受付時間》９時～11 時、13 時～15 時（12 時～13 時はお昼休みです）

【注意】
● 出張会場でも、e−Tax(電子申告)、確定申告書・決算書・各届出書の提出を行っております。
●2/1(行徳会場)・2/5(浦安会場)は、受付時間内に受付された方まで対応させていただきます。公民館等の駐車台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。
●当日は大変混み合うことが予想されます。受付をされた順番でのご案内になりますので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いします。

－決算確定申告相談会・日程表－

2026 年 11 月号

【予約時及び確定申告期の注意事項】

◆記帳確認証(カード)をお持ちの方を対象に12 月 1 日から 12 月 25 日まで予約を受け付けております。なお、今年度より確定申告期間(1～3 月)の予約受付は、記帳確認証(カード)をお持ちの方に限らせていただいております。予約をご希望の方は、事前に記帳確認にご来所ください。(記帳確認証(カード)とは、9～11 月頃に帳簿(記帳)の確認を受けた方へお渡しするカードです。)

◆予約受付時間は、月曜～金曜日の 9 時～11 時 45 分、13 時～16 時 30 分です。(12 時～13 時はお昼休みです。)〔電話〕047-333-0111

◆カレンダーの空欄の日が予約可能日となっております。『予約不可』の日は、出張や行事等でご予約を承ることができません。当日はご来所いただいた方から順番に対応させていただきますので、通常よりお待ちいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

◆2 月 4 日(木)・2 月 21 日(日)・第 2・4 土曜日は、午前中のみ営業いたします(予約不可。受付時間 9～11 時)。

◆確定申告をスムーズにおこなうために、予約枠の対応時間は１人１時間とさせていただき、それ以上かかる時は、再度ご来所していただく場合もございます。(特定の職員への個別予約は受け付けておりません。)

◆所得税の期限は令和 9 年３月１５ 日、消費税の期限は令和 9 年 3 月３１日です。ただし、当会の確定申告書等の最終預かり受付は、代理送信・書面提出ともに３月 １１日となります。e-Tax(電子申告)で 65 万円の青色申告特別控除の申告をされる方は、e-Tax(電子申告)ができないと青色申告特別控除額が 55 万円になってしまいますので、ご注意ください(電子保存帳簿の申請書を提出された方は除く)。

◆会計ソフトをご利用の方は、必ず 2027 年版にバージョンアップ（令和８年分確定申告書が作成できるバージョン）を済ませてからお越しください。「ブルーリターンＡ」のバージョンアップは、１月上旬～中旬を予定しております。

◆他の会計ソフトの方は、現在ご利用中の会計ソフトのホームページ等でバージョンアップ時期を事前にご確認のうえ、ご予約をお取りください。なお、当会では他の会計ソフトのバージョンアップ時期に関するお問い合わせには対応いたしかねますのでご了承ください。また、他の会計ソフトに対応できる職員に限りがあるため、お呼びする順番が前後する場合がございますことをご了承ください。

◆1・2・3月は、お電話は大変つながりにくくなっており、ご迷惑をおかけしております。お問い合せ・ご質問につきましては、午後５時以降にお願いいたします。なお、この期間は当会駐車場をご利用いただけませんので、公共交通機関をご利用ください。お車でお越しの際は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

◆当会では、補助金、土地・建物等の売却(譲渡所得)や暗号資産(仮想通貨)の相談作成等は行っておりません。事前に「譲渡所得の内訳書」や「暗号資産の計算書」等を作成したうえで、ご来所ください。

◆消費税申告は、混雑状況により３月 16 日から３月 31 日の期間でお願いする場合がございます。なお、事務処理の都合上、３月 30 日以降に来所された場合は、申告書作成後の提出はご自身で行っていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。(本人送信は除く)

◆確定申告の内容によってお時間がかかる場合、別途手数料をいただくことがございます。

◆令和７年１月から、税務署では申告書等の控えに「収受日付印」を押さなくなりました。ぜひこの機会に、e-Tax 送信(電子申告)への切り替えをご検討ください。

【持ち物（※該当しない書類等もございます）】

① 令和６年分 決算書･申告書（控え）

② 令和７年分 決算書･申告書（控え）

③ マイナンバーカード（顔写真つき／暗証番号：英数字6桁以上）
・会員証・筆記用具・電卓・記帳確認証（記帳確認カード）

④ 源泉徴収票（給与・公的年金・企業年金等）

⑤ 支払調書

⑥ 配偶者・扶養家族の個人番号（番号のみ）
・ 配偶者控除や扶養控除を受けるご家族の方の源泉徴収票等（年間の収入がわかる書類）

⑦『確定申告のお知らせ』ハガキまたは手紙（←所轄の税務署から届く場合があります）

⑧ 預金通帳（事業に関係している）

⑨ 備付帳簿（不動産簡易帳簿・集計表・振替伝票・元帳・試算表等）

⑩ 国民健康保険料の領収書等（後期高齢者医療保険料・介護保険料等）
・国民年金納付証明書

⑪ 控除証明書等（生命保険・地震保険・小規模企業共済・寄附金(ふるさと納税等)）
・ＪＡ建更（必要経費が記入されている領収証もご持参してください）

⑫ 医療費控除をする方は、医療費控除の明細書（記入したもの）。
または、病院名等がわかる領収証とかかった医療費の合計金額。
（生命保険や社会保険等で補てんされた金額がある方はその額も必要）

⑬ 住宅借入金等特別控除 を受けられる方

●初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
家屋を新築または購入(中古家屋も含む)、増改築等した方は事前に用意して頂く書類がありますので、事務局にお問い合わせ下さい。（新規計算書作成手数料5,000円がかかります）

●住宅借入金等特別控除を継続して受けている方
・年末借入金残高証明書（金融機関等からの書類）
・住宅借入金等特別控除申告書（税務署からの書類）